

石垣市農家レストラン設置認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石垣市の農業振興地域農用地区域内に設置する農家レストランの取扱いについて必要な事項を定め、農業の6次産業化を推進し、本市農業の振興及び観光振興等により地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農家レストラン 耕作又は養畜の業務を営む者が多人数に対して自己の生産する農畜産物又は石垣市内において生産される農畜産物を主たる材料として調理し、これを農業振興地域内において提供する施設をいう。
- (2) 農業振興地域 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第6条第1項に規定する農業振興地域をいう。
- (3) 農用地区域 農振法第8条第2項第1号に基づき本市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域に指定された区域をいう。
- (4) 農業用施設用地 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、同法第3条第4項に掲げる土地としてその用途が指定された土地をいう。
- (5) 開設者 農家レストランを設置し、運営する者をいう。

(事業計画の認定等)

第3条 開設者は、石垣市農家レストラン設置認定申請書(様式第1号)に石垣市農家レストラン事業計画書(様式第2号)及び関係書類を添えて市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 開設者は、あらかじめ、申請地の土地所有者(自らが所有する場合は除く。)に対しては土地所有者等使用同意書(様式第3号)により、隣接土地所有者及び当該事業の施行の妨げとなる権利を有する者(関係団体)に対しては隣接土地所有者等同意書(様式第4号)及び関係団体同意書(様式第5号)により、当該農家レストランの事業計画について説明し、その同意を得るものとする。

3 市長は、第1項の規定による認定の申請が、別表の要件、かつ、関係法令に適合していると認めるときは、事業計画を認定し、石垣市農家レストラン設置認定書(様式第6号)により開設者に通知するものとする。

4 市長は、周辺の農地に影響があるなど本制度の趣旨に鑑みて必要があると認めるときは、第1項の認定に必要な条件をつけることができる。

5 第3項の規定にかかわらず、以下に該当する者は認定申請することができない。

- (1) 石垣市暴力団排除条例(平成23年条例第18号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等
- (3) 暴排条例第6条第1項に規定する暴力団密接関係者

(事業計画の変更)

第4条 第3条第3項の規定による認定を受けた者は、当該農家レストランの事業計画に変更が生じた

場合は、あらかじめ、石垣市農家レストラン変更申請書（様式第7号）に変更後の計画を記載し、関係書類を添えて市長に提出し、認定を受けるものとする。この場合においては、第3条の規定を準用する。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請が適当であると認めるときは、石垣市農家レストラン変更認定書（様式第8号）により通知するものとする。

（開設者の変更）

第5条 開設者について相続または合併があったときは、相続人（相続人が2人以上あるときにおいてその全員の同意により農家レストランの経営を継承すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設置した法人は、開設者の地位を承継する。

なお、地位を承継する者は、耕作又は養畜の業務を営むものとする。

- 2 前項の規定により開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

（施設の適正の保持）

第6条 開設者は、農家レストランを適正に維持管理するとともに、排水、給水及び換気など、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 開設者は、その事業活動において苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たるものとする。

（実績報告）

第7条 開設者は、毎年1月1日から12月31日までの実績について、石垣市農家レストラン年間実績報告書（様式第9号）を決算書等の資料を付して、翌年3月31日（ただし、土、日、祝日の場合はその前の平日）までに市長へ提出しなければならない。

- 2 農地法第6条第1項の報告を行う法人は、前項の期日にかかわらずこの報告と併せて市長へ提出ができるものとする。

（検査）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、開設者その他の関係者から必要な報告を求め、又は職員に農家レストランに立ち入り、第3条第3項の規定により付した条件の遵守若しくは第6条の規定による実施の状況を検査させることができる。

- 2 職員が前項の規定により立ち入り検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときには、これを提示しなければならない。

（認定の取り消し等）

第9条 市長は、開設者が第6条の規定に違反したとき又は虚偽の表示により第3条第3項の認定を受けた場合は、当該認定を取り消し、若しくは相当の期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

- 2 開設者は、農家レストランを廃業したときは、速やかに石垣市農家レストラン廃業届（様式第10号）を提出しなければならない。
- 3 開設者は、第1項の規定により認定を取り消されたとき又は廃業したときは、敷地を農地又は農業用施設用地として適正に利用しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

項 目	内 容
1 開設者	<p>次に掲げる項目のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 農業者（市内に在住する者で農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2の規定による「農地台帳」に記載されている個人）のうち、農地を所有しているもの及び農地を借りているものとそれらの世帯員とする。</p> <p>(2) 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人</p> <p>(3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第60条の規定による認可を受けた農業協同組合</p>
2 申請地	<p>次に掲げる項目の全てに該当すること。</p> <p>(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内における同法第3条に規定する農用地等である場合は、認定を受けようとする農家レストランが農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第1条第3号ハに掲げる施設に該当し、農業用施設と認められる見込みがあること。この場合において、建物は、縁辺部に設置するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 農地法第2条に規定する農地である場合は、転用の見込みがあること。</p>
3 営業内容	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 農畜産物又はその加工品を材料として料理されたものを不特定多数の者に提供すること。</p> <p>(2) 材料のうち、開設者自らが生産し、又は本市内において生産された農畜産物及びその加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めていること。</p>
4 施 設	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 開発（敷地）面積について、経営計画に見合う規模であること。</p> <p>(2) 建築物について、経営計画に見合う規模であること。</p> <p>(3) 駐車場は施設に見合った有効な台数を確保すること。</p> <p>(4) 周囲の景観と調和するように配慮されていること。</p> <p>(5) 施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条各号に掲げる施設以外の用途に用いないこと。</p>
5 その他	<p>(1) 隣地の地権者、開設地が属する農家組合、農業委員会等から同意が得られること。</p> <p>(2) 食品衛生法、建築基準法その他法令を遵守し、その規定に適合すること。</p>